

市第9号議案 マスクの取得（追認）
市第10号議案 抗原検査キットの取得（追認）

令和4年6月1日
こども青少年・教育委員会
こども青少年局

財産の取得の追認について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応のため、マスク及び抗原検査キットを取得したことについて追認をいただきたいので、横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例第2条の規定(※1)によりご提案するものです。

2 概要

議案件名	内容	契約日	数量	単価	金額
市第9号議案 マスクの取得 (追認)	不織布マスク	令和2年 4月10日	3,270,000枚	48円/枚	155,325,000円
市第10号議案 抗原検査キット の取得(追認)	抗原検査キット	令和4年 1月25日	14,000個 (14万回分)	7,810円/個 (781円/回)	109,340,000円

*いずれも新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の緊急を要する契約(※2)案件です。

【※1】横浜市議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例（抜粋）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格100,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が一件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

【※2】緊急を要する契約

緊急を要する契約とは、大規模な震災や風水害等のほか、即時に対応を行わないと市民生活及び市職員の安全確保、又は行政サービスに重大な支障を生じる場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に基づき行う随意契約